

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(抜粋)

(指導主事等の給料月額に関する特例措置)

平成26年4月1日から平成28年3月31日までの間に、府条例第3条第1項第4号に規定する給料表の適用を受ける職員から新たにこの条例の適用を受けることとなった指導主事その他職員の給料月額は、必要があると認められる場合には、第3条及び第4条の規定にかかわらず、その者が引き続き府条例の適用を受けたものとした場合との権衡を失しないよう、町長が別に決定することができる。

「解説」

これまで、大阪府費負担教職員から引き続いて能勢町教育委員会の事務職員として勤務するものの給与は、本町条例の給料表に基づき支給してきたが、今回現行条例の給料表内で対応できない事例が発生したため、町長がその額を別に定めることができるようにしたもの。

議案第29号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」討論

反対討論

中植 昭彦

職が変わったのだから、法の定めのとおり、その職の給料表において給与を支給するべきものと考え、減給分の保障について一定理解はするが、町長の裁量で行うのは公平性の確保という意味からも賛同できない。また、職員組合との協議も行われておらず、他職員のモチベーションが低下しないとの答弁には信ぴょう性が感じられない。次に、労働条件の決定の過程でどのような状況は想定できたと考えており、事務手続にも疑問を感じる。慎重に検討を行うべきであったと考える。以上のことから、この条例が住民の理解を得られるとは考えられないので、反対の立場をいいます。

反対討論

大西 則宏

条文附則第24項(給料月額、町長が別に決定することができる)の記述が、給料の額の明示を義務規定とする地方自治法第204条第3項(給料手当及び旅費の額並びに支給方法は条例でこれを定めなければならない。)並びに、地方公務員の給与決定の三原則(職務給、均衡、給与条例主義)に反する。また適用職員を限定した本条例は、職場内に格差を生み職員の士気低下が危惧される。住民に理解を得られる他の方法もあることから、適用対象職員のためにも再考を求め反対する。

反対討論

長尾 義和

地方自治法第204条第3項は、『給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。』と規定している。今回の改正条例では、給料額は「町長が別に決定することができる。」という内容で額を定めておらず、地方自治法に抵触すると解する。議会及び議員は、行政が適法適正に、しかも公平効率的に事務事業を執行しているかをチェックすること、その役割の一つである。よって本議案については反対する。

賛成討論

中西 顕治

町行政の要請による配置変更で職員の労働条件の改悪、不利益変更を行うことは許されないと考えるところである。よって、本条例案の目的には賛成するものである。この条例案での現給保障の手法に法的な問題は無く、監査請求にも耐えうる。の答弁、さらに町長の裁量範囲への懸念についても、要綱を用いて十分に制限されるとの答弁を判断材料とし、本条例改正案に賛成する。

賛成討論

原田 健志

この条例については、より最善の案を模索し、時間も場も設けた中であったが、議員として他に最善の一案にまともな上げの事ができなかった。学校再編の環境づくりについては、私自身も今まで指摘している。人的・物理的な力の逐次投入をするよりも、集中的運用をすることで同様の効果で最終的により以上の結果を得ることはあり得ると考える。最終的に学校再編の成功という答えにつながるものと信じ、これに賛成の立場から討論する。